

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

豊能町長 上浦 登

市町村名 (市町村コード)	豊能町 (27321)	
地域名 (地域内農業集落名)	川尻 (川尻)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月29日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

急傾斜地にある狭隘で耕作条件が極めて不利な農地が多い。農業者の年齢は70代以上が48.1%を占め、高齢の農業者の割合が高い。後継者も「未定」や「無し」と回答した者が75.9%を占めている状況である。このような状況ながら今後の営農についても、現状維持とした者が53.7%おられる一方、離農したいと考える者も27.8%おられた。

10年後の意向については、約半数が耕作を維持していくとしたが、4割が「方針が決まっていない」としている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

大規模に農地を利用するような企業の参入は厳しいことから、地区外からの担い手も含め、地域全体で担い手の確保等について協議していくことが重要である。

耕作不利地であるが、景観的に優れた棚田などを活用した景観作物や観光農園等の方策を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	28 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	17 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農地のうち、地権者によりアンケートの回答が得られた農地。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域内に中心となる担い手がいいため、とよの就農支援塾の卒塾生等を受け入れ、農地の集約を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
就農希望者が現れたときは、受け手未定の農地を積極的に紹介し、農地中間管理機構を活用し、農地の利用権設定を行っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
老朽化した農道・水路の改修を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
就農希望があった際は、町やJA、大阪府北部農と緑の総合事務所農の普及課と連携して育成を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
—

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--